



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月29日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課) 1

規則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第22号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に、「第47条」を「第44条」に、「第48条」を「第45条」に改める。
第11条の3第1項中「第53条第35項、第38項、第40項または第41項」を「第53条第55項、第58項または第59項」に改める。

第12条第2項第4号中「連結納税」を「グループ通算」に改める。

第4章の章名中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改める。

第42条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条第1項中「第143条の承認を受けている同条の表の各号の左欄に掲げる者」を「第143条第1項の規定により県税関係帳簿(同項に規定する県税関係帳簿をいう。以下この条および次条において同じ。)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第44条までにおいて同じ。)の備付けおよび保存をもって当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする同項各号に掲げる者」に改め、「次に掲げる要件」の右に「(当該者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付けおよび保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。)」を加え、「承認を受けている同表の各号の右欄に掲げる同条に規定する県税関係帳簿(以下第45条までにおいて「県税関係帳簿」という。)に係る条例第143条に規定する」および「(以下第45条までにおいて「電磁的記録」という。)」を削り、同条第1号および第2号を削り、同条第3号中「(当該県税関係帳簿に係る電子計算機処理)の右に「(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力またはこれらに類する処理をいう。以下この条および第44条において同じ。)」を加え、「第143条の表の各号の左欄」を「第143条第1項各号」に、「条例第145条第1項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの」に、「第44条第2項」を「第5項第5号」に改め、「条例第143条の各号の左欄に掲げる」を削り、同号ア中「電子計算機処理システム」の右に「(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条および第44条第1項第3号において同じ。)」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 条例の規定による当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

第42条に次の8項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第143条第1項の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする同項各号に掲げる者 次に掲げる要件(当該者が条例の規定による当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ(イ)および(ロ)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)

ア 当該県税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用するこ

と。

(7) 当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行った場合には、これらの事実および内容を確認することができること。

(i) 当該県税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連県税関係帳簿（当該県税関係帳簿に関連する県税関係帳簿をいう。イにおいて同じ。）の記録事項（当該関連県税関係帳簿が、条例第143条第1項の規定により当該関連県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもつて当該関連県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものまたは条例第144条第1項もしくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項、第5項第4号および次条において同じ。）による保存をもつて当該関連県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(7) 取引年月日、取引金額および取引先（(i)および(ii)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(i) 日付または金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ii) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(2) 条例第144条第1項の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする条例第143条第1項各号に掲げる者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(7)の電磁的記録に、前号ア(7)および(ii)に規定する事実および内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、県税関係帳簿の種類および取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該県税関係帳簿の保存期間（条例の規定により県税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該県税関係帳簿に係る県税の法定納期限（法第11条の4第1項に規定する法定納期限をいう。）後3年を経過する日までの間（当該条例第143条第1項各号に掲げる者が当該県税関係帳簿に係る県税の納税義務者でない場合には、当該者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号および前号ウに掲げる要件（当該者が条例の規定による当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（(i)および(ii)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ウに規定する機能（当該者が条例の規定による当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ(7)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

3 第1項の規定は、条例第143条第2項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えようとする卸売販売業者等（条例第40条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条および次条において同じ。）の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付けおよび」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定することおよびその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 条例第143条第3項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第143条第3項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えようとする卸売販売業者等は、次に掲げる要件（当該卸売販売業者等が条例の規定による当該電磁的記録の提示また

は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第6号(イおよびウに係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

(1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

ア 当該書類に係る記録事項の入力をその作成または受領後、速やかに行うこと。

イ 当該書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと(当該書類の作成または受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。)

(2) 前号の入りに当たっては、次に掲げる要件(当該卸売販売業者等が同号アまたはイに掲げる方法により当該書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、イに掲げる要件を除く。)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この項および次条第1項第2号において同じ。)Z6016附属書AのA・1・2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色および青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該書類の作成または受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号および第44条第1項において「タイムスタンプ」という。)を付すこと(当該書類の作成または受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと)。

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該書類の保存期間(条例の規定により当該書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 課税期間(条例の規定により県税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報(当該書類の作成または受領をする者が当該書類をスキャナで読み取る場合において、当該書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときは、(ア)に掲げる情報に限る。)を保存すること。

(ア) 解像度および階調に関する情報

(イ) 当該書類の大きさに関する情報

エ 当該書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行った場合には、これらの事実および内容を確認することができること。

(イ) 当該書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行うことができないこと。

(3) 当該書類に係る記録事項の入力を行う者またはその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

(4) 当該書類に係る電磁的記録の記録事項と当該書類に関連する県税関係帳簿の記録事項(当該県税関係帳簿が、条例第143条第1項の規定により当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものまたは条例第144条第1項もしくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

(5) 当該書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイおよびカラープリンタならびにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面および書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

ア 整然とした形式であること。

イ 当該書類と同程度に明瞭であること。

ウ 拡大または縮小して出力することが可能であること。

エ 知事が定めるところにより日本産業規格Z8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができ

ること。

(6) 当該書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

ア 取引年月日その他の日付、取引金額および取引先(イおよびウにおいて「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。

イ 日付または金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(7) 第1項第1号の規定は、条例第143条第3項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えようとする卸売販売業者等の当該電磁的記録の保存について準用する。

6 卸売販売業者等が、災害その他やむを得ない事情により、条例第143条第3項前段に規定する規則で定めるところに従つて同項前段の書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該規則で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

7 条例第143条第3項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えている卸売販売業者等は、当該書類のうち当該書類の保存に代える日(第2号において「基準日」という。)前に作成または受領をした条例第40条の5第2項または第40条の11第1項もしくは第2項に規定する書類(以下この項および次項において「過去分書類」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類および次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出書」という。)を、知事に提出したとき(従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を知事に提出していない場合に限る。)は、第5項第1号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成および保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第2号イ中「の作成または受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該書類の作成または受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと)」とあるのは「こと」と、同号ウ中「情報(当該書類の作成または受領をする者が当該書類をスキャナで読み取る場合において、当該書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときは、(7)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」とする。

(1) 届出者の氏名または名称、住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地および法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地)

(2) 基準日

(3) その他参考となるべき事項

8 前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする卸売販売業者等が、災害その他やむを得ない事情により、条例第143条第3項前段に規定する規則で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該規則で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9 条例第143条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の書類に係る電磁的記録について、当該書類の保存場所に、条例の規定により当該書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

第43条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条第1項中「承認を受けている条例第143条の表の各号の左欄」を「規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする条例第143条第1項各号」に、「前条各号に掲げる要件」を「前条第1項各号に掲げる要件(当該者が同条第2項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。)」に改め、「承認を受けている条例第143条の表の各号の右欄に掲げる県税関係帳簿に係る」を削り、同項第1号イ(7)中「第143条の表の各号の左欄」を「第143条第1項各号」に改め、「(前

条第1号アおよびイに規定する事実および内容に係るものを含む。)」を削り、「記名」を「その氏名」に改め、同号イ(イ)中「記名」を「氏名」に改め、同項第2号および第3号を削り、同項第4号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、条例第144条第2項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該書類の保存に代えようとする卸売販売業者等の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項第1号および第3号」と、「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付けおよび」とあるのは「特定要件(同項第2号ウからオまでに掲げるものに限る。)に従つて」と、「および次に」とあるのは「ならびに次に」と読み替えるものとする。

第43条第3項中「第1項」の右に「および第2項」を加え、「第144条第2項の承認を受けている条例第143条の表の各号の左欄」を「第144条第3項の規定により県税関係帳簿または同項に規定する書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿または当該書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする条例第143条第1項各号」に改め、「掲げる者」の右に「または卸売販売業者等」を加え、「承認を受けている県税関係帳簿」を「県税関係帳簿または当該書類」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第144条第3項に規定する規則で定める場合は、条例第143条第1項の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えている同項各号に掲げる者の当該県税関係帳簿または同条第2項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えている卸売販売業者等の当該書類の全部または一部について、その保存期間(条例の規定により県税関係帳簿または当該書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第44条を次のように改める。

(条例第145条第2項の電磁的記録の保存)

第44条 条例第145条第1項に規定する書類に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以下この項および第3項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的記録を、当該書類の徴収もしくは当該書類の提出が書面により行われたとした場合または書面により行われその写しが作成されたとした場合に、条例の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第42条第1項第2号および第5項第6号ならびに同項第7号において準用する同条第1項第1号(アに係る部分に限る。)に掲げる要件(当該保存義務者が条例の規定による当該電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同条第5項第6号(イおよびウに係る部分に限る。)に掲げる要件(当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下である事業者である場合であつて、当該要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件)を除く。)に従つて保存しなければならない。

(1) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該記載事項の授受を行うこと。

(2) 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者またはその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

ア 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該記載事項の授受後、速やかに行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該記載事項の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。)

(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該記載事項の授受および当該電磁的記録の保存を行うこと。

ア 当該電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行つた場合には、これらの事実および内容を確認することができること。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行うことができないこと。

(4) 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正および削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 前項およびこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 個人事業者(業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。)および法人をいう。

(2) 判定期間 次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。

ア 個人事業者 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する年の1月1日から12月31日までの期間

イ 法人 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する事業年度(法人税法(昭和40年法律第34号)第13条および第14条に規定する事業年度をいう。次号において同じ。)

(3) 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度(当該前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間)をいう。

3 保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、条例第145条第2項に規定する規則で定めるところに従って当該記載事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したときは、第1項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。第45条から第47条までを削り、第5章中第48条を第45条とする。

別表1(35)の項中「第18条第2項」を「第20条の17第2項」に改め、同表2(43)の項中「第30条」を「第20条の5」に改め、同表4中「作成する県税関係帳簿」を「作成する県税関係帳簿等」に改め、同表4(1)の項中「条例第145条第1項の申請書」を「第42条第7項の届出書」に、「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を「書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書(過去分書類)」に改め、同表4(2)の項から(5)の項までを削る。

別記様式第2号の52中

「
地方税法第72条の33の2
第1項
地方税法第72条の33の2
第2項
」

を

「
地方税法第72条の33
第1項
地方税法第72条の33
第2項
」

に改める。

別記様式第8号の2の5(表)を次のように改める。

様式第8号の2の5

法人 県 民 税
法人事業税・特別法人事業税
更正・決定・加算金額決定通知書
兼納付通知書

様

次のとおり更正決定しましたから通知します。この通知に基づき不足税額および不足税額に対する延滞金額または加算金額については、納付期により、指定納期までに納付してください。

※ 裏面のお知らせをお読みください。

この通知により
(41)+(42)+(43)+(44)+(45)+(46)+(47)+(48)+(49)+(50)+(51)+(52)

指定納期限
年 月 日

更正決定の理由
年 月 日

滋賀県 県税事務所長

(表)

Table with columns for tax type (e.g., Resident Tax, Business Tax), calculation items (e.g., Total Tax, Total Business Tax), and amounts. Includes a summary row at the bottom for total amounts.

別記様式第8号の3(別紙を除く。)中「事務所等廃止」を「事務所等廃止 その他」に、

「資本金等の額または連結個別資本金等の額」を「資本金等の額」に、「連結法人」を「通算法人」に

改め、同様式別紙中「連結納税の承認申請」を「グループ通算の承認申請」に、「連結親法人等との」を「通算親法人等との」に、「当該連結親法人等」を「当該通算親法人等」に、「連結完全支配関係等」を「通算完全支配関係等」に、「連結納税の承認の取消しの処分があつた」を「青色申告の承認の取消処分の通知を受けた」に、「連結納税適用」を「グループ通算適用」に、「連結法人の種類」を「通算法人の種類」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結事業年度」を「事業年度」に、

連結親法人の最初の連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	を
連結子法人の適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	

通算親法人の最初の事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	に、
通算子法人の適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
加入時期の特例 (該当項目の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

「連結親法人

(この届出書を提出する法人が連結子法人の場合に記載してください。)

を

「通算親法人

(この届出書を提出する法人が通算子法人の場合に記載してください。)

に改め、同様式別紙注1中「連結法

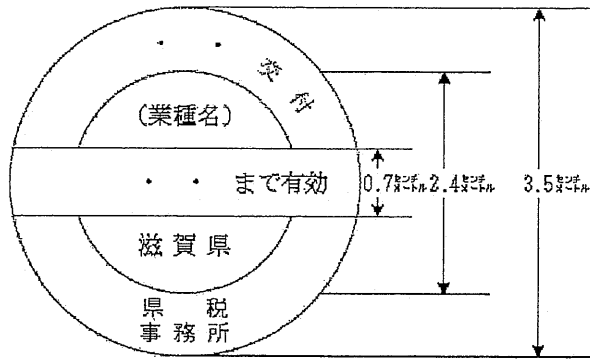
人」を「通算法人」に改め、同様式別紙注2中「連結納税」を「グループ通算」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に改める。

別記様式第11号の6の7中「第70条の4第17項」を「第70条の4第18項」に改める。

別記様式第17号の17を次のように改める。

様式第17号の17

交 付 印



なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載する。

業	種	略 称
地方税法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業	石化

業	種	略 称
地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船	漁
	漁 船 以 外 の 船 舶	船
地方税法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊	自
地方税法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
地方税法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等	農
	林 業 等	林
地方税法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業	セ
	生コンクリート製造業	生
	鉱物の掘採事業	鉱
	とび・土工工事業	と
	鉱さいバラス製造業	バ
	港湾運送業	港
	倉庫業	倉
	貨物利用運送事業等	貨
	航空運送サービス業	空
	廃棄物処理事業	廃
	木材加工業	木加
	木材市場業	木市
	堆肥製造業	肥
索道事業	索	

別記様式第34号を次のように改める。

様式第34号

書類の電磁的記録による
スキャナ保存の適用届出書(過去分書類)

過去書類

受付印 (宛先) 滋賀県 県税事務所長	年 月 日	住所または居所 (法人にあつては、 主たる事務所または 事業所の所在地)	(電話番号 - -)
		名 称 (屋号)	
		氏 名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
		法 人 番 号	
		法人にあつては、 代表者の住所	(電話番号 - -)

滋賀県税規則第42条第7項に規定する過去分書類について、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 届出をする過去分書類の種類および基準日

書類の種類		基 準 日 (保存に代える日)	国税関係申請 状 況
税 目	名称・作成事務所等 ファイル形式		
		年 月 日	未・済 税務署
		年 月 日	未・済 税務署
		年 月 日	未・済 税務署
		年 月 日	未・済 税務署
		年 月 日	未・済 税務署
		年 月 日	未・済 税務署

2 その他参考となる事項

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘 要)		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 正副2通を提出してください。

別記様式第35号から別記様式第38号までを削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の3第1項、第12条第2項第4号、別記様式第8号の2の5および別記様式第8号の3の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の滋賀県税規則（以下「新規則」という。）第42条第2項の規定の適用については、この規則による改正前の滋賀県税規則（以下「旧規則」という。）第42条第2号に規定する承認を受けている同号に規定する関連県税関係帳簿に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第42条第2項第1号イに規定する関連県税関係帳簿の記録事項とみなす。
- 3 新規則第42条第5項の規定の適用については、滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第29号）第1条の規定による改正前の滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第143条または第144条第1項もしくは第2項の承認を受けている同条例第143条に規定する県税関係帳簿に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第42条第5項第4号に規定する県税関係帳簿の記録事項とみなす。
- 4 新規則第42条第7項および第8項の規定は、令和4年1月1日以後に提出する同条第7項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分書類について適用する。
- 5 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第8号の3の様式による用紙は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。
- 6 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第2号の52、別記様式第8号の3および別記様式第11号の6の7の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。